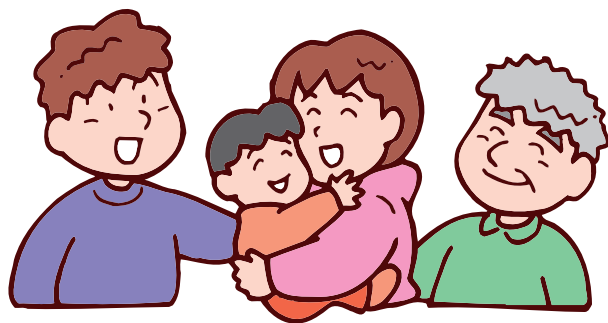




岩手県災害時透析医療 支援マニュアル



岩手県災害時透析医療
支援マニュアル検討委員会

目 次

はじめに	1
本文	
第1章 災害時の対応等	
1 本マニュアルの適用	2
2 関係機関・団体の責務	3
3 被害状況の把握と情報伝達	
(1) 透析医療相談窓口の設置	6
(2) 透析施設に係る情報の収集・伝達等	6
(3) 腹膜透析患者に係る情報の収集・伝達等	6
(4) 透析患者の透析施設に係る受入調整	6
(5) 医師等の医療スタッフの派遣調整	7
4 透析患者の支援	
(1) 透析に必要な物資等の情報把握と情報伝達	8
(2) 通院手段及び宿泊施設の確保	9
5 透析施設の支援	
(1) 広域的な透析患者の受入体制及び患者の移送手段の確保	10
(2) 医薬品及び医療資材の調達・供給	10
第2章 平常時からの準備等	
1 情報ネットワーク	11
2 情報ツールの整備	11
3 透析施設及び透析患者の対応について	11
4 岩手県災害時透析医療非常訓練の実施	11
5 非被災地としての支援透析	11
別紙	
別紙 1-1 情報ネットワーク構成機関・団体一覧 (①関係機関・団体)	12
別紙 1-2 情報ネットワーク構成機関・団体一覧 (②透析医薬品メーカー)	13
別紙 1-3 市町村担当課一覧	15
別紙 2 透析患者の受入調整(県内)に係る流れ	16
別紙 3 岩手県災害時透析医療非常訓練実施要領	17
様式	
様式 1~3 施設状況報告書	19
様式 4 透析施設被害状況等一覧	22
様式 5 透析施設患者状況一覧	23
様式 6 人工透析患者受入調整受付シート	24
様式 7 医師等派遣希望状況一覧	25
岩手県災害時透析医療支援マニュアル検討委員会構成機関・団体一覧	26

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、本県において多くの尊い命が失われると共に、甚大な被害を受けました。

そのような中、岩手県医師会、岩手腎不全研究会、県等の関係機関・団体がそれぞれの持つ機能を有効に発揮し、連携して本県の透析医療の確保に努めた結果、透析患者の県外移送に至らずに県内の透析医療は維持され、透析が出来なかったことによる透析患者の死亡がなかったことは特筆されます。

そして、平成23年4月上旬には、県内全ての透析施設において透析可能な状態に回復することができました。

今般の東日本大震災津波の経験等を踏まえ、災害時における本県の透析医療の確保を図ることを目的として、「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を本県の透析医療に係る関係機関・団体から構成される岩手県災害時透析医療支援マニュアル検討委員会において協議してきました。

本マニュアルは、当該委員会の協議結果を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により策定した岩手県地域防災計画の災害応急対策計画に基づき、本県の災害時における透析医療の確保を図るための具体的な対策等について定めたものです。

また、本マニュアルについては、PDCAサイクル(PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION⇒PLAN…)を活用するなど、その内容を必要に応じて見直し、その充実を図るものとします。

〈参考〉

【岩手県地域防災計画】第3章災害応急対策計画

第16節医療・保健計画 第6個別疾患への対応体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

- 県本部長は、地方支部保健環境班、市町村及び透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況等に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供するなどの連絡調整を行う。
- 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

- 県本部長は、災害により水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、市町村本部長等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

(3) 後方支援としての代替透析施設の確保

- 県本部長は、災害により透析施設が被災した場合は、県内の代替透析施設の確保を図る。
- 県本部長は、県内の代替透析施設の確保が困難な場合には、厚生労働省に対し、他都道府県の代替透析施設の確保を要請する。

(4) 通院手段及び宿泊施設の確保

- 県本部長は、透析患者の通院手段の確保が必要と認めたときは、市町村本部長に対し、患者搬送支援を依頼するなど、必要な対応を行う。
- 県本部長は、透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めたときは、市町村本部長に対し、避難所等の宿泊施設の確保を依頼するなど、必要な対応を行う。

第1章 災害時の対応等

1. 本マニュアルの適用

本マニュアルは、原則的に、「岩手県災害対策本部規程(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)」第27条(配備体制)に準じて次のいずれかに該当する場合に適用する。

- ① 県内に震度6弱以上の地震が発生したことにより、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ② 県内に津波警報(大津波警報)発令又は津波発生により、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ③ その他、県健康国保課において必要と判断した場合(例：県内に震度5強の地震が発生した場合で、かつ、対応が必要と判断される場合 等)

<参考>

【岩手県災害対策本部規程】第9章配備体制(抜粋)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

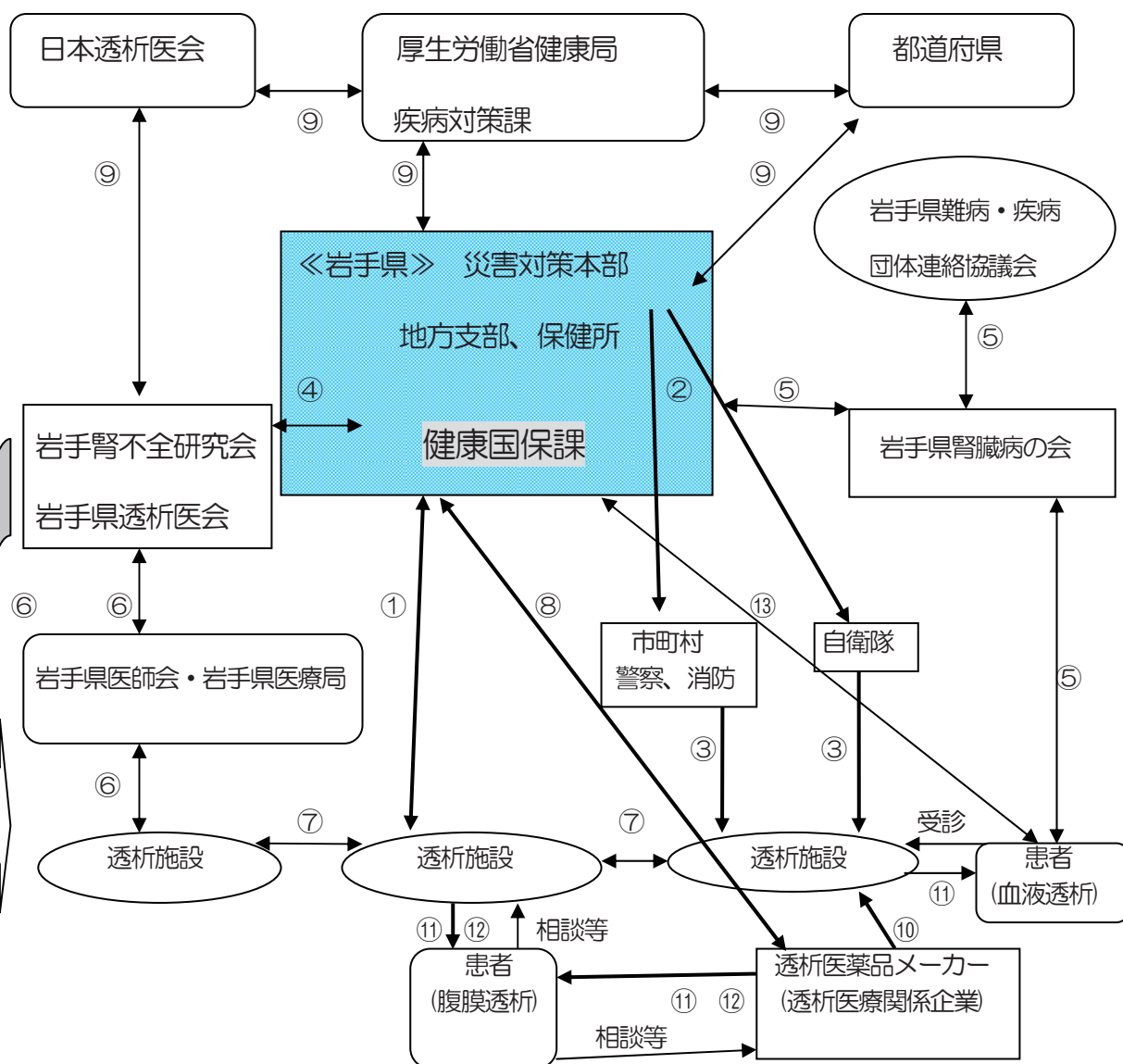
区分	配置基準	配備職員の範囲
(2) 主査以上配備	<p>ア 次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報) (カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報(津波)が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ その他本部長が特に必要と認められた場合</p>	主査相当職員以上の全職員及び本部支援室の職員
(3) 全職員配備	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 津波警報(大津波)が発表された場合</p> <p>ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ その他本部長が特に必要と認められた場合</p>	全職員

2 関係機関・団体の責務

関係機関・団体は、次の責務を担うものとし、災害時の透析医療の確保のため連携して対応する。
 (図 1-1 (P4) 参照)

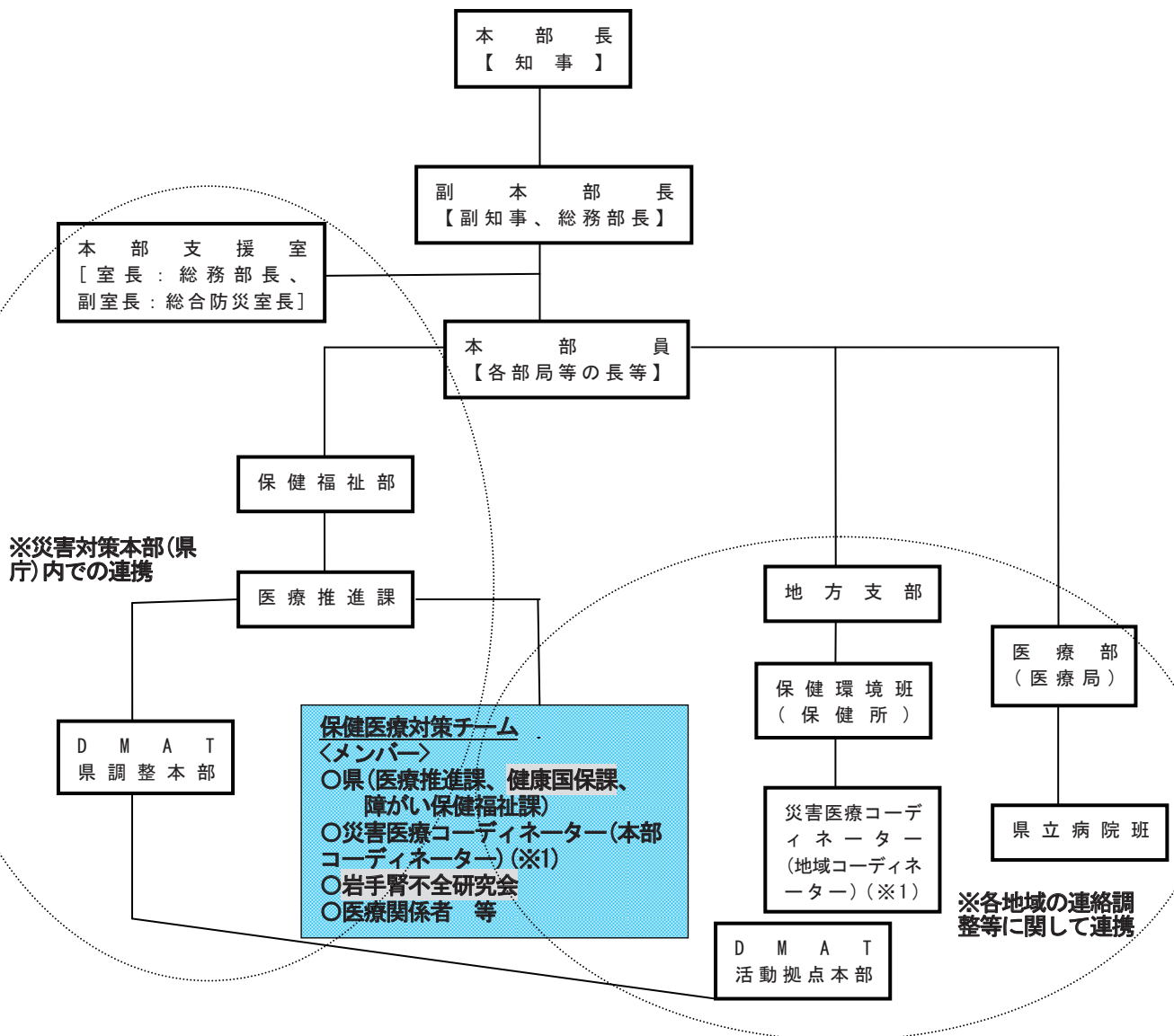
岩手県（健康国保課を中心に）	情報収集・提供、透析関係機関・団体との連絡調整、県災害対策本部との連絡調整、透析用の水、燃料、透析に係る医薬品・器材等の確保支援、電源の確保、患者搬送支援、患者の県外移送が必要な場合の移送手段の確保、患者宿泊先確保支援等、交通状況・道路状況の把握 等
岩手県医療局	県立病院に係る透析医療の確保等
(社)岩手県医師会	災害時の地域医療確保に係る透析施設への支援等
岩手腎不全研究会	県災害対策本部への参加、透析施設に係る対応全般
岩手県透析医会	日本透析医会及び透析施設間の連絡調整等
岩手県透析従事者交流会	透析施設間の連絡調整等
透析医薬品メーカー （透析医療関係企業）	医薬品等の確保・供給等
岩手県腎臓病の会	透析患者、その家族等への情報提供等
各透析施設	かかりつけ透析患者への災害時の対応の周知等

【(図 1-1)災害時の透析医療確保体制に係る概要図】



- ① 被害状況等の報告及び透析施設・患者の状況把握。患者受入調整の依頼・手配、必要な物資等の依頼・手配
- ② 透析施設への必要な物資等の供給依頼。公用車等による患者搬送支援依頼（※自衛隊は、緊急避難的な場合に限る）
- ③ 透析施設への必要な物資等の供給（水、燃料等）。公用車等による患者搬送支援（※可能な範囲での対応）
- ④ 県災害対策本部への参加。その他支援等（医療サイドの対応、透析患者の受入れ透析施設の調整、県外への患者移送支援）
- ⑤ 情報共有等
- ⑥ 透析施設への支援。情報共有等
- ⑦ 透析患者の受入れ。患者移送等
- ⑧ 医薬品等の依頼・手配。医薬品等運搬用燃料の依頼・手配
- ⑨ 広域的な患者の受入調整（県内での透析対応が不可能な場合）
- ⑩ 医薬品等の確保・供給
- ⑪ 安否確認・情報提供
- ⑫ 医薬品等の支援
- ⑬ 受入透析施設等に係る相談・対応

【(図 1-2) 県災害対策本部の体系(※透析医療関係部分抜粋)】(平成 25 年 3 月現在)



※1 「災害医療コーディネーター」の概要

区 分	本部コーディネーター	地域コーディネーター
所管地域	県内全域	原則として2次医療圏
人数	3人以上	1人以上
人選	岩手県医師会の担当医師、 災害拠点病院の医師 等	郡市医師会の担当医師、 地域災害拠点病院の医師 等
主な活動場所	県庁4階(本部支援室)又は 県庁9階医療推進課内	被災地の保健所 状況によっては市町村役場等
活動内容	下記のような調整を実施する。 ア 被災地における医療需給の調整 イ 医療救護班の活動内容の把握、派遣元・県災害対策本部との調整 ウ 保健活動や心のケアチーム、福祉関係チームとの連携 エ その他被災地における医療全般にわたる支援	

3 被害状況等の把握と情報伝達等

(1) 透析医療相談窓口の設置

県健康国保課は、災害時における透析患者及び透析施設への支援活動を円滑に行うため、災害発生当日から県内の透析施設が通常と同程度に復旧したと認められる日までの間(以下「発災から復旧までの間」という。)、透析医療相談窓口を設置する。

(2) 透析施設に係る情報の収集・伝達

県健康国保課、岩手腎不全研究会及び透析施設は、次により被災地の透析施設に係る情報収集・報告等を行う。

- ① 被災地の透析施設は、発災から復旧までの間、被害状況等について、様式1「施設状況報告書」(P19)(※必要に応じて、様式2「施設状況報告書」(P20)及び様式3「施設状況報告書」(P21))をメール・リスト、電話、FAXやアマチュア無線等の手段により、毎日午前10時までに、岩手腎不全研究会に対して報告する。
- ② 岩手腎不全研究会は、受理した上記①について、毎日午前11時までに県健康国保課に報告する。
- ③ 県健康国保課は、上記②の情報について、様式4「透析施設被害状況等一覧」(P22)及び様式5「透析施設患者状況一覧」(P23)に取りまとめる。
なお、上記①による報告がない(出来ない)透析施設については、県健康国保課と岩手腎不全研究会が個別に確認を行う。
- ④ 県健康国保課は、取りまとめた被害状況等について、毎日午後3時までに、県災害対策本部、DMAT県調整本部、災害医療コーディネーター、保健所、被災市町村、透析施設、(社)岩手県医師会及び岩手腎不全研究会に情報提供する。
- ⑤ 保健所や被災市町村は、上記の情報(公表することにより、混乱等を生ずるおそれがある情報を除く。以下同じ。)について、避難所や救護所等に掲示するなどして、透析患者等に透析に関する情報を提供する。
- ⑥ 県健康国保課は、必要に応じて、県政記者クラブにも上記の情報を提供し、新聞、テレビ、ラジオ等を通じて透析患者等に周知する。
また、県健康国保課は、必要に応じて、医師等の医療スタッフの派遣希望についても、各透析施設に対して情報収集等を行う。
- ⑦ 各保健所は、県健康国保課に提供すべき管内の透析施設等に係る情報を把握した場合には、速やかに当該情報を県健康国保課に提供する。

(3) 腹膜透析患者に係る情報の収集・伝達等

- ① 腹膜透析患者の安否確認や腹膜透析患者への情報提供及び腹膜透析患者への物資等の支援は、当該患者のかかりつけ透析施設又は当該患者に透析医薬品等を提供している透析医薬品関係企業において行う。
- ② 透析施設又は透析医薬品メーカーは、特に支援が必要な腹膜透析患者が確認された場合には、岩手腎不全研究会に当該内容を情報提供し、岩手腎不全研究会は、当該内容を県健康国保課に情報提供する。
- ③ ②の情報提供があった場合には、県健康国保課及び岩手腎不全研究会は連携のうえ、血液透析患者への支援方法に準じて当該腹膜透析患者の支援を行う。

(4) 透析患者の透析施設に関する受入調整

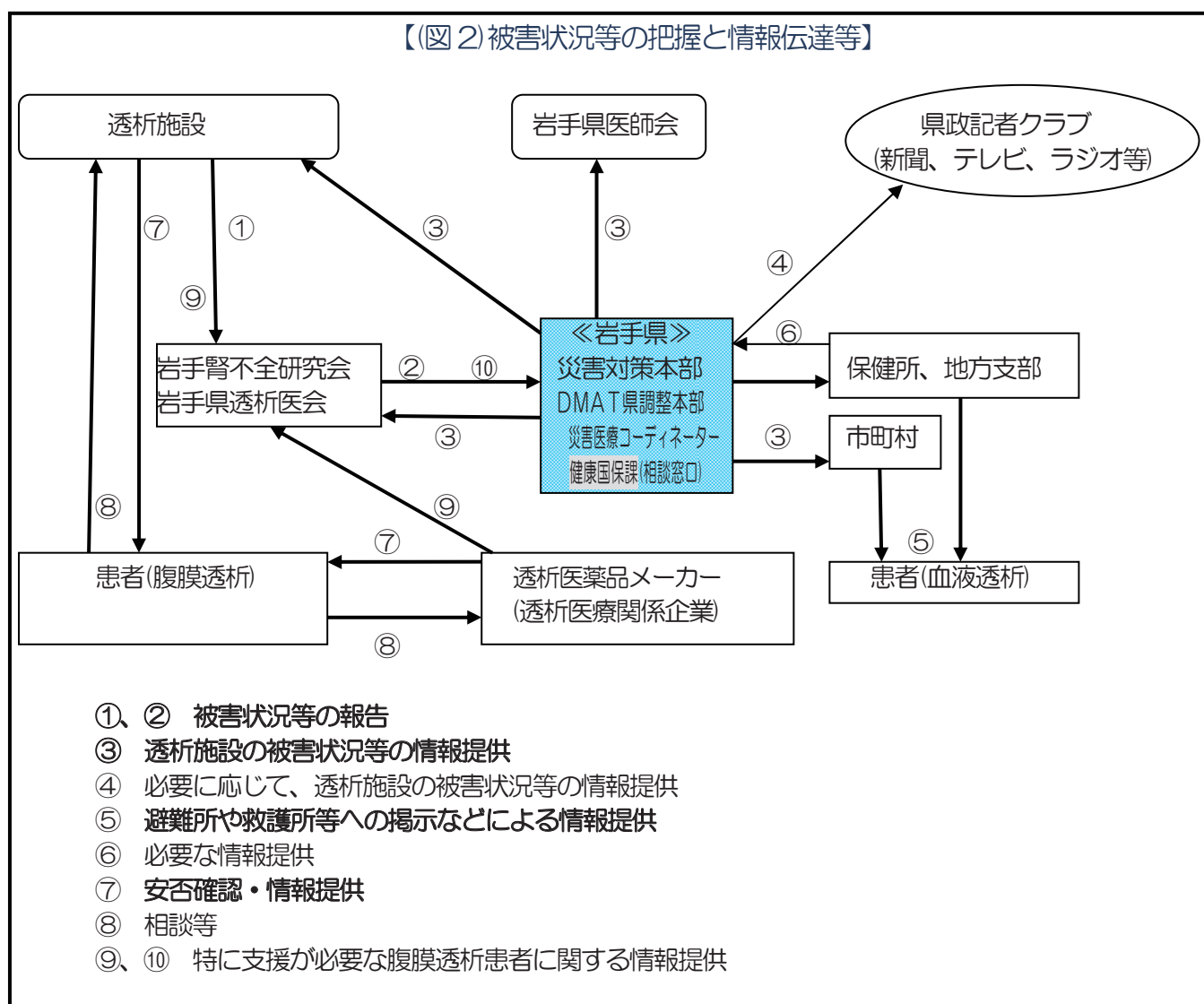
県健康国保課は、透析施設に係る情報に基づく患者の受入調整を別紙2「透析患者受入調整

(県内)に係る流れ」(P16)及び様式6「人工透析患者受入調整シート」(P24)により、次のとおり行う。

- ① 県健康国保課は、収集した情報を基に患者の受入を行う透析施設や搬送方法について、岩手腎不全研究会等の関係機関と連携・調整する。
- ② 岩手腎不全研究会は、県健康国保課が行う透析医療調整や透析患者の受け入れ調整に対して、医学的専門的見地から、必要な助言・支援等を行う。

(5) 医師等の医療スタッフの派遣調整

県健康国保課は、透析施設に係る情報に基づく医師等の医療スタッフの派遣調整を行う場合には、様式7「医師等派遣希望状況一覧表」(P25)により岩手腎不全研究会等の関係機関と連携して行う。

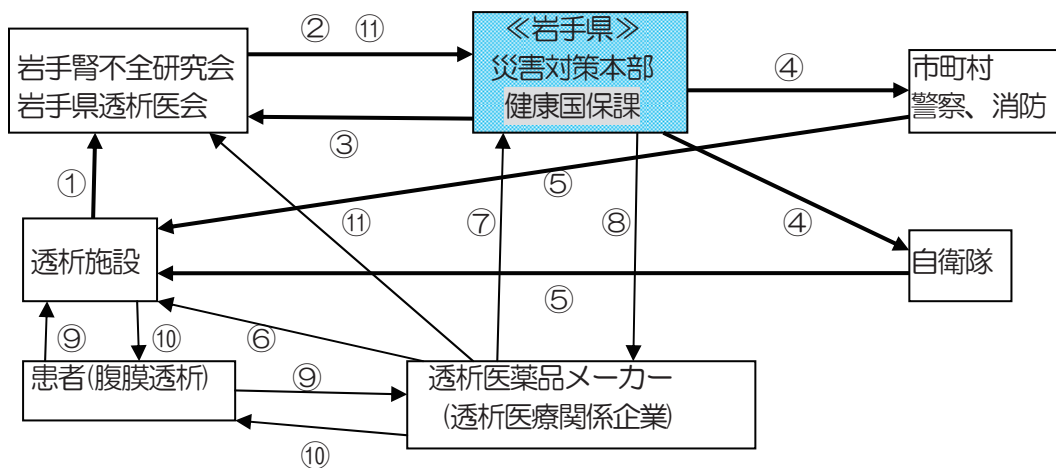


4 透析患者の支援

(1) 透析に必要な物資等の情報把握と情報伝達

県健康国保課は、透析患者の県内における透析医療を確保するため、「3 被害状況等の把握と情報伝達等」により透析に必要な水、電気、燃料、医療資材等に係る情報を取りまとめ、県災害対策本部本部支援室と連携し、必要な物資の確保、関係機関等への物資等の供給依頼、調達及び配送等の対応を行う。

【図3】透析に必要な物資等の情報把握と情報伝達



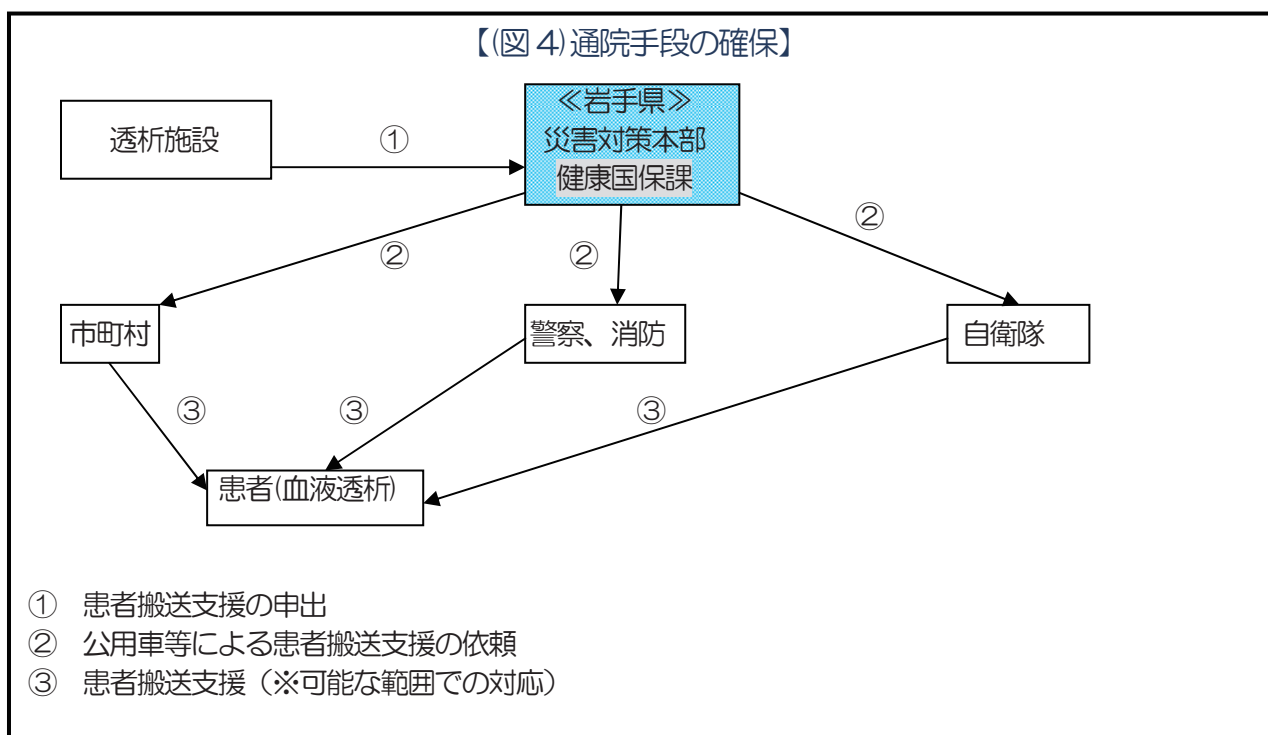
- ①、② 必要な物資等について報告
- ③ 取りまとめ結果の情報提供
- ④ 透析施設への必要な物資等の供給依頼（自衛隊は、緊急避難的な場合に限る）
- ⑤ 透析施設への必要な物資等の供給（水、燃料等）。公用車等による患者搬送支援（※可能な範囲での対応）
- ⑥ 医薬品等の確保・供給
- ⑦ 医薬品等運搬用の燃料供給要請等
- ⑧ 医薬品等の確保・供給要請。医薬品等運搬用の燃料供給
- ⑨ 医薬品等の支援要請
- ⑩ 医薬品等の支援
- ⑪ 特に支援が必要な腹膜透析患者に係る情報提供

(2) 通院手段及び宿泊施設の確保

ア 通院手段の確保

県健康国保課は、ガソリン等の燃料不足により透析患者が通院することが困難となり、透析施設による患者搬送が行われる場合には、その状況把握に努め、患者搬送支援のために必要な対応を行う。

- ① 県健康国保課は、透析施設による搬送では対応が困難と認められる場合には、当該地域の市町村に対し、燃料の効果的運用の観点から市町村の運行計画等に合わせた患者搬送支援を依頼する。
- ② 県健康国保課は、上記①では対応が困難と認められる場合には、県災害対策本部本部支援室を通じて、県警察本部及び当該地域の消防本部に対し、患者搬送支援を行うよう依頼する。
- ③ 県健康国保課は、上記①、②では対応が困難と認められる場合には、県災害対策本部本部支援室を通じて、自衛隊に対し、患者搬送支援を行うよう依頼する。



イ 宿泊施設の確保

- ① 県健康国保課は、透析を受けるために他市町村へ移動するなどして、透析患者の宿泊施設の確保が必要と認められる場合には、当該市町村に避難所等の宿泊施設の確保を依頼する。
 - ② 県健康国保課は、市町村において宿泊施設の確保が困難と認められる場合には、県観光課に宿泊施設の確保を依頼する。
- (※ 宿泊施設の確保については、別紙2「透析患者の受入調整(県内)に係る流れ」(P16)も参照のこと。)

5 透析施設の支援

(1) 広域的な透析患者の受入体制及び患者の移送手段の確保

県健康国保課は、県内の透析施設では県内の透析患者の透析医療確保が困難であると認められる場合には、速やかに、厚生労働省に対して、他都道府県における本県透析患者の受入に係る調整を要請する。

この場合において、県健康国保課は、県災害対策本部本部支援室、DMAT県調整本部、災害医療コーディネーターと連携のうえ、本県透析患者の受入先都道府県までの移送手段の確保を図る。

(2) 医薬品及び医療資材の調達・供給

ア 県健康国保課は、別紙 1-2「情報ネットワーク構成団体である透析医薬品メーカー」(P13、14)の協力により、情報共有体制の確立など医薬品及び医療資材の円滑な供給体制の確保を図る。

イ 透析医薬品メーカーは、災害の発生に伴い、自社工場の被災などにより、製品の供給不安が生じた場合は、透析医薬品メーカー代表社(丸木医科器械(株) 岩手支店)(以下「代表社」という。)を通じ、県健康国保課に連絡するとともに、代替案や他メーカーへの協力要請など必要な対策を講じる。

ウ 透析医薬品メーカーは、緊急時の利害関係を超えた情報共有に協力し、各々の業務内容により最低限の透析に必要な医薬品及び医療資材の確保、必要に応じた配送ルートの一元化等による配送効率化等について検討を行う。

なお、ニプロ(株)は、近隣(秋田県大館市)に工場及び物流施設を有する利点を活かし、緊急事態に備え、透析関連材料の確保に努める。

○ 情報共有

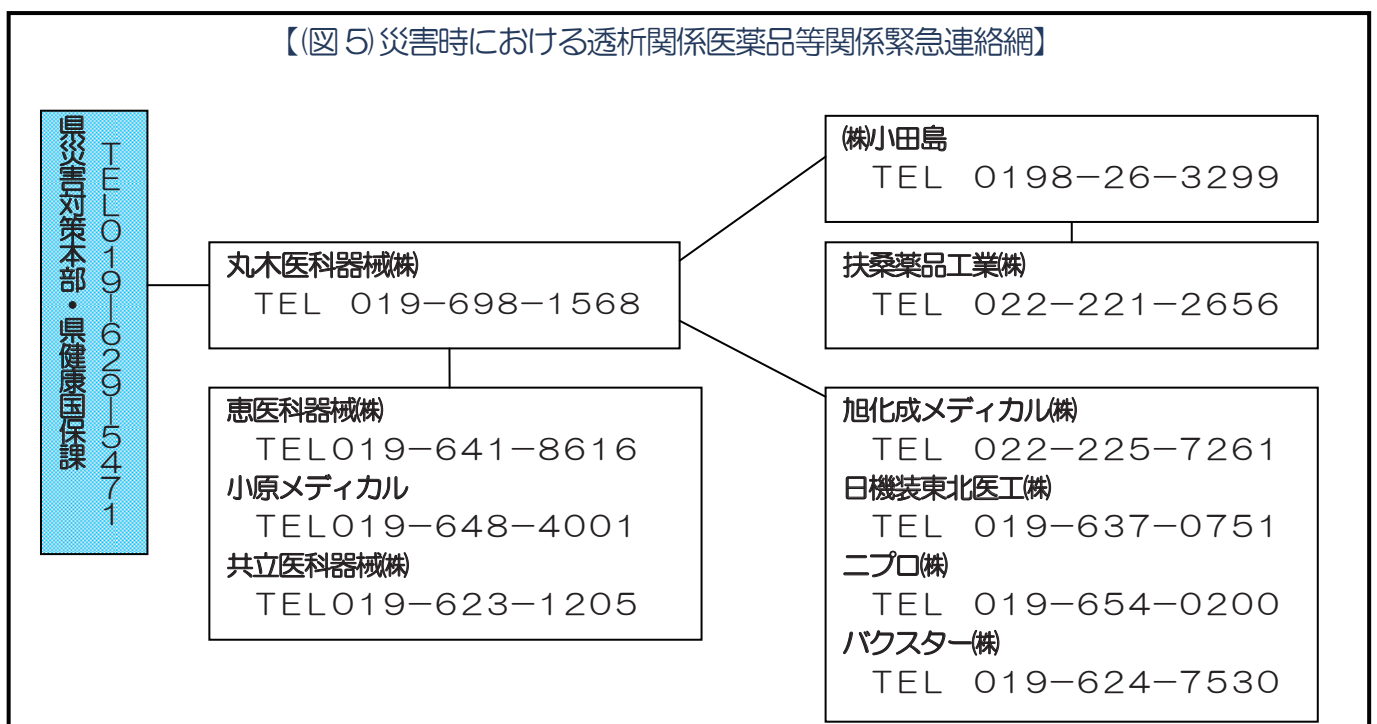
透析医薬品メーカーは、代表社を中心に情報の共有を図ることとし、電話等通信手段の不通時は、可能な範囲において、各社の連絡員が代表社に直接参集し、情報の共有を図る。

また、代表社と県健康国保課は、緊密な情報共有により、必要な対策について検討を行う。

○ 各透析施設の平常時からの備蓄体制

各透析施設は、災害時に備え、平常時における医薬品及び医療材料について、透析に係る医薬品及び医療資材については、透析液、生理食塩水及び透析材料の1週間分の使用料を目安として、可能な限り余裕を持った在庫を行うよう努める。

【(図5)災害時における透析関係医薬品等関係緊急連絡網】



第2章 平常時からの準備等

1 情報ネットワーク

- ① 情報ネットワークについて、別紙 1-1「情報ネットワーク構成機関・団体一覧（①関係機関・団体）」（P12）及び別紙 1-2「情報ネットワーク構成機関・団体一覧（② 透析医薬品メーカー）」（P13、14）の各機関・団体により組織する。
- ② 「情報ネットワーク構成機関・団体一覧」の記載事項に変更が生じた機関・団体は、速やかに県健康国保課に報告する。
- ③ 報告を受けた県健康国保課は、当該一覧を修正し、情報ネットワーク構成機関・団体（①関係機関・団体）に送付する。
- ④ 別紙 1-3「市町村担当課一覧」（P15）についても、①～③に準じて取り扱う。

2 情報ツールの整備

県健康国保課、関係機関・団体は、災害時の連絡手段を確保するため、日頃から情報ツールの整備について努めるとともに、有効な連絡手段に関する情報交換を行う。

3 透析施設及び透析患者の対応について

透析施設は、日頃からかかりつけの透析患者との連絡手段を確保するよう努めるものとする。
また、透析患者は、自らの透析条件を示す物（例：透析患者カード）を携帯するなど、災害時に自らの透析条件を速やかに提示できるよう努めるものとする。

4 岩手県災害時透析医療非常訓練の実施

県は、別紙 3「岩手県災害時透析医療非常訓練実施要領」（P17～18）に基づき、関係機関・団体と連携して、災害時の透析医療確保に係る机上訓練を毎年度 1 回程度実施する。

5 非被災地としての支援透析について

他都道府県において災害が発生し、本県が非被災地の場合、被災した他都道府県からの透析患者の受入（以下「支援透析」という。）を実施する可能性がある。

県内全域等での調整が必要となる支援透析については、県健康国保課と岩手腎不全研究会において、関係機関と連携のうえ県内透析患者の例に準じて調整対応する。

情報ネットワーク構成機関・団体一覧(① 関係機関・団体)

透析医療施設					
医療圏	N O	医療機関名	所在地	電話	FAX
盛岡	1	岩手県立中央病院	020-0066盛岡市上田1-4-1	019-653-1151	019-653-2528
	2	盛岡赤十字病院	020-0831盛岡市三本柳6-1-1	019-637-3111	019-637-3801
	3	岩手医科大学附属病院	020-8505盛岡市内丸19-1	019-651-5111	019-623-1527
	4	三愛病院	020-0121盛岡市月が丘1-29-15	019-641-6633	019-641-6632
	5	三島内科医院	020-0885盛岡市紺屋町1-34	019-653-4511	019-653-4560
	6	いすろぎ医院	020-0022盛岡市大通3-3-22	019-654-1411	019-654-6399
	7	山田クリニック	020-0021盛岡市中央通1-13-8	019-654-3788	019-654-5855
	8	大日向医院	020-0114盛岡市高松2-9-9	019-662-5530	019-662-6293
	9	盛岡友愛病院	020-0834盛岡市永井12-10	019-638-2222	019-637-3790
	10	孝仁病院	020-0052盛岡市中太田泉田28	019-656-2888	019-656-2909
	11	篠村泌尿器科クリニック	020-0524岩手郡雫石町10地割字寺の下102-7	019-692-1285	019-692-2953
	12	三愛病院附属矢巾クリニック	028-3601紫波郡矢巾町高田11-25-2	019-697-1131	019-697-8831
	13	岩手沼宮内クリニック	028-4304岩手郡雫石町大字子船第5地割字釜川久保6番8号	0195-61-2025	0195-61-2026
岩手中部	14	小原クリニック	025-0091花巻市西大通2-22-15	0198-22-3835	0198-22-4480
	15	宝陽病院	028-3111花巻市石鳥谷町新堀15-23	0198-45-6500	0198-45-6765
	16	岩手県立中部病院	024-8507北上市村崎野17-10	0197-71-1511	0197-71-1414
	17	北上済生会病院	024-0035北上市花園町1-6-8	0197-64-7722	0197-64-1133
	18	日高見中央クリニック	024-0072北上市北鬼柳22-46	0197-61-0888	0197-61-0808
	19	きたかみ腎クリニック	024-0083北上市柳原町4-15-9	0197-61-5700	0197-61-5701
	20	西和賀町国保沢内病院	029-5614和賀郡西和賀町沢内字太田2-68	0197-85-3131	0197-85-3135
	21	岩手県立遠野病院	028-0541遠野市松崎町白岩14-74	0198-62-2222	0198-62-0113
	22	新里病院	028-0516遠野市穀町13-1	0198-62-1155	0198-62-1157
	胆江	23	岩手県立胆沢病院	023-0864奥州市水沢区龍ヶ馬場61	0197-24-4121
24		奥州市総合水沢病院	023-0053奥州市水沢区大手町3-1	0197-25-3833	0197-25-3832
25		奥州病院	023-0828奥州市水沢区東大通1-5-30	0197-25-5111	0197-23-3371
26		岩手県立江刺病院	023-1101奥州市江刺区西大通り5-23	0197-35-2181	0197-35-0530
27		美希病院	029-4201奥州市前沢区古城字丑沢上野100	0197-56-6111	0197-56-6112
両盤	28	岩手県立磐井病院	029-0192一関市狐禅寺字大平17	0191-23-3452	0191-23-9691
	29	西城病院	021-0871一関市八幡町2-43	0191-23-3636	0191-23-3336
	30	岩手クリニック一関	021-0864一関市旭町4-1	0191-21-5111	0191-26-5312
	31	岩手県立千厩病院	029-0803一関市千厩町千厩字草井沢32-1	0191-53-2101	0191-52-3478
気仙	32	岩手県立大船渡病院	022-0002大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111	0192-27-9285
	33	地ノ森クリニック	022-0002大船渡市大船渡町字山馬越188	0192-27-1721	0192-27-3306
	34	松原クリニック	029-2205陸前高田市高田町字中田69-2	0192-53-1721	0192-53-1632
釜石	35	岩手県立釜石病院	026-0055釜石市甲子町10-483-6	0193-25-2011	0193-23-9479
	36	せいてつ記念病院	026-0052釜石市小佐野町4-3-7	0193-23-2030	0193-23-8838
宮古	37	岩手県立宮古病院	027-0006宮古市大字崎嶽ヶ崎1-11-26	0193-62-4011	0193-63-6941
	38	後藤泌尿器科皮膚科医院	027-0083宮古市大通1-3-24	0193-62-3630	0193-64-1105
	39	後藤医院	028-1351下閉伊郡山田町長崎4-12-10	0193-82-6690	0193-82-2181
	40	岩手県済生会岩泉病院	027-0051下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19-1	0194-22-2151	0194-22-4232
久慈	41	岩手県立久慈病院	028-0014久慈市旭町10-1	0194-53-6131	0194-52-2601
	42	洋野町国保種市病院	028-7914九戸郡洋野町種市23-27-2	0194-65-2127	0194-65-3909
二戸	43	岩手県立一戸病院	028-5312二戸郡一戸町一戸字砂森60-1	0195-33-3101	0195-32-2171
	44	二戸クリニック	028-6103二戸市石切所字森合32-1	0195-25-5770	0195-25-5731
	45	岩手県立二戸病院	028-6105二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834

保健所				
N O	保健所名	所在地	電話	FAX
1	盛岡市保健所	020-0884盛岡市神明町3-29	019-603-8309	019-654-5665
2	県央保健所	020-0023盛岡市内丸11-1	019-629-6573	019-629-6594
3	中部保健所	025-0075花巻市花城町1-41	0198-22-2331	0198-24-9240
4	奥州保健所	023-0053奥州市水沢区大手町5-5	0197-22-2831	0197-25-4106
5	一関保健所	021-0027一関市竹山町7-5	0191-26-2415	0191-26-3565
6	大船渡保健所	022-0004大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9913	0192-27-4197
7	釜石保健所	026-0043釜石市新町6-50	0193-25-2702	0193-25-2294
8	宮古保健所	027-0072宮古市五月町1-20	0193-64-2218	0193-63-5602
9	久慈保健所	028-8042久慈市八日町1-1	0194-53-4987	0194-52-3919
10	二戸保健所	028-6103二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9206	0195-23-6432

協力機関・団体				
N O	関係機関・団体名	所在地	電話	FAX
1	岩手県医師会	020-8584盛岡市菜園2-8-10	019-651-1455	019-654-1411
2	岩手県透析従事者交流会	020-0121盛岡市月が丘1-29-15	019-641-6633	019-641-6632
3	岩手県臨床工学技士会			
4	丸木医科器械株式会社岩手支店			
5	旭化成メディカル株式会社東北第二営業所	980-0811仙台市青葉区一番町3-1-1	022-225-7261	022-224-0459
6	ニプロ株式会社盛岡営業所	020-0034盛岡市盛岡駅前通15-20	019-654-0200	019-654-0211
7	日機装東北医工株式会社盛岡事務所	028-3621紫波郡矢巾町大字宮沢第11地割字北川506-8	019-637-0751	019-637-9987
8	扶桑薬品工業株式会社仙台支店	980-0013仙台市青葉区花京院2-1-65 花京院プラザ12階	022-221-2656	022-262-2600
9	株式会社小田島	025-0008花巻市空港南2-18	0198-26-3299	0198-26-4220
10	パクスター株式会社東北北ビジネスセンター	020-0024盛岡市菜園1-12-18	019-624-7530	019-624-7533

透析医療施設統括団体				
N O	関係機関・団体名	所在地	電話	FAX
1	岩手腎不全研究会	020-8505盛岡市内丸19-1 岩手医科大学泌尿器科学講座内	019-651-5111 (内6705)	019-623-1527
2	岩手県透析医会			

事務局				
N O	関係機関・団体名	所在地	電話	FAX
1	岩手県保健福祉部健康国保課	020-8570盛岡市内丸10-1岩手県庁9階	019-629-5471 019-629-5467	019-629-5474

(別紙 1-2)

情報ネットワーク構成機関・団体一覧
(② 透析医薬品メーカー)

所属名	住所	電話番号
丸木医科器械(株)	紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39	019(698)1568
責任者	メールアドレス	FAX番号
有住 明宏	arisumi@maruki-ms.co.jp	019(698)1568
所属名	住所	電話番号
恵医科器械(株)	盛岡市みたけ5丁目20-44	019(641)8616
責任者	メールアドレス	FAX番号
所属名	住所	電話番号
小原メディカル	盛岡市前九年3丁目1-6	019(648)4001
責任者	メールアドレス	FAX番号
小原 明		019(648)4002
所属名	住所	電話番号
共立医科器械(株)	盛岡市愛宕町15番9号	019(623)1205
責任者	メールアドレス	FAX番号
小野寺 壽和	t-ono@kmic.co.jp	019(653)5301
所属名	住所	電話番号
扶桑薬品工業(株)	仙台市青葉区花京院2-1-65 花京院プラザ12階	022(221)2656
責任者	メールアドレス	FAX番号
田中 俊一郎		
所属名	住所	電話番号
バクター(株)	盛岡市菜園1-12-18	019(624)7530
責任者	メールアドレス	FAX番号
高橋 丸	maru_takahashi@baxter.com	
所属名	住所	電話番号
川澄化学工業(株)	仙台市青葉区国分町3-4-33 仙台定禅寺ビル6F	022(206)1317
責任者	メールアドレス	FAX番号
		022(206)1319
所属名	住所	電話番号
旭化成マテリアル(株)	仙台市青葉区一番町3-1-1	022(225)7261
責任者	メールアドレス	FAX番号
松本 悦男	matsumoto.eb@om.asahi-kasei.co.jp	
所属名	住所	電話番号
ニプロ(株)	盛岡市駅前通15-20	019(654)0200
責任者	メールアドレス	FAX番号
山之上 徹	yamanoue-tohru@nipro.co.jp	

所属名	住所	電話番号
日機装東北医工(株)	紫波郡矢巾町大字広宮沢第 11 地割字北川 506-8	0 1 9 (6 3 7) 0 7 5 1
責任者	メールアドレス	F A X 番号
植松 明彦	a.uematsu@nikkiso.co.jp	
所属名	住所	電話番号
東レ・メディカル(株)	盛岡市長岡町 5-2 1 トーカンマンション 101	0 1 9 (6 0 4) 7 8 1 1
責任者	メールアドレス	F A X 番号
		0 1 9 (6 0 4) 7 8 1 2
所属名	住所	電話番号
JMS(株)	宮城県仙台市太白区富沢 4 丁目 1 5-3 2	0 2 2 (2 4 3) 4 0 2 1
責任者	メールアドレス	F A X 番号
所属名	住所	電話番号
カネカメディックス(株)	東京都東品川区 2-5-8(天王洲パークサイドビル)	0 3 (5 4 6 1) 3 0 8 0
責任者	メールアドレス	F A X 番号
所属名	住所	電話番号
(株)アグリス	東京都千代田区内神田 1-6-6M I F ビル 6 F	0 3 (3 2 3 3) 2 0 7 7
責任者	メールアドレス	F A X 番号
		0 3 (3 2 3 3) 2 0 7 9
所属名	住所	電話番号
日本ウォーターシステム(株)	宮城県仙台市若林区二軒茶屋 1-6	0 2 2 (2 9 9) 3 8 1 8
責任者	メールアドレス	F A X 番号
所属名	住所	電話番号
メディキット(株)	仙台市青葉区一番町 1 丁目 1-31 山口ビル 9 F	0 2 2 (2 6 4) 4 3 1 5
責任者	メールアドレス	F A X 番号
所属名	住所	電話番号
ガンプロ(株)	北海道札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 3	0 1 1 (2 4 1) 3 7 3 8
責任者	メールアドレス	F A X 番号
所属名	住所	電話番号
(株)エフエスユニマネジメント	福島県会津若松市建福寺前 1-25	0 2 4 2 (3 8) 3 2 8 1
責任者	メールアドレス	F A X 番号
若林 徹		

市町村担当課一覧

市町村名	住所	担当課(公所)	電話	内線	FAX
盛岡市	〒020-0884 盛岡市神明町3-29	市保健所企画総務課	019-603-8302	6617	019-654-5665
宮古市	〒027-8501 宮古市新川町2番1号	福祉課	0193-62-2111	3414	0193-63-9118
		健康課	0193-64-0111	3471	0193-64-5464
大船渡市	〒022-0003 大船渡市盛町字下館下14-1	保健介護センター	0192-27-1581		0192-27-1589
花巻市	〒025-0055 花巻市南万丁目970-5	健康づくり課	0198-23-3121		0198-23-3122
北上市	〒024-8501 北上市芳町1-1	福祉課	0197-64-2111	3611	0197-64-2202
久慈市	〒028-0051 久慈市川崎町1-1	保健推進課	0194-61-3315		0194-52-3197
遠野市	〒028-0541 遠野市松崎町白岩字葉研淵4-1	保健医療課	0198-62-5111	29	0198-62-1599
一関市	〒021-8501 一関市竹山町7番2号	健康づくり課	0191-21-2160	34	0191-21-4656
陸前高田市	〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石 42-5	民生部健康推進課	0192-54-2111	242	0192-54-3888
釜石市	〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号	保健福祉部健康推進課	0193-22-0179	257	0193-22-6375
二戸市	〒028-6192 二戸市福岡字川又47	健康推進課	0195-23-1313	264	0195-22-1188
八幡平市	〒028-7192 八幡平市大更35-62	健康福祉課	0195-76-2111	1181	0195-70-1160
奥州市	〒023-8501 奥州市水沢区大手町一丁目1番地	健康福祉部健康増進課	0197-24-2111	241	0197-51-2373
雫石町	〒020-0595 岩手郡雫石町千刈田5番地1	健康推進課	019-692-2227	502	019-691-1106
				505	
葛巻町	〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1	健康福祉課	0195-66-2111	153	0195-67-1060
岩手町	〒028-4395 岩手郡岩手町大字五日市10-44	健康福祉課	0195-62-2111	513	0195-61-1160
				517	
滝沢村	〒020-0192 岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼55	健康推進課	019-684-2111	143	019-684-2245
紫波町	〒028-3305 紫波町日詰字東裏85-1	長寿健康課健康推進室	019-672-4522		019-672-4349
矢巾町	〒028-3615 紫波郡矢巾町南矢幅第14地割78	生きがい推進課	019-611-2821		019-698-1214
			019-611-2825		
西和賀町	〒029-5614 和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81-1	保健福祉課	0197-85-3411	120	0197-85-2119
				122	
金ヶ崎町	〒029-4503 胆沢郡金ヶ崎町西根樋水98	保健福祉センター	0197-44-4560	321	0197-44-4337
				327	
平泉町	〒029-4192 西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2	保健センター	0191-46-5571		0191-46-2204
住田町	〒029-2396 気仙郡住田町世田米字川向96番地1	保健福祉課	0192-46-3862	712	0192-46-2489
				713	
大槌町	〒028-1192 上閉伊郡大槌町上町1番3号	民生部福祉課	0193-42-8715	151	0193-42-4314
山田町	〒028-1392 下閉伊郡山田町八幡町3番20号	健康福祉課	0192-82-3111	144	0193-82-4989
岩泉町	〒027-0595 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5	保健福祉課	0194-22-2111	236	0194-22-3562
				238	
田野畑村	〒028-8407 下閉伊郡田野畑村田野畑143-1	保健福祉課	0194-33-3102	51	0194-33-3151
普代村	〒028-8392 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2	住民福祉課	0194-35-2113	132	0194-36-1026
				138	
軽米町	〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米2-54-5	健康福祉課	0195-46-4111		0195-48-1061
野田村	〒028-8201 九戸郡野田村大字野田第20地割14番地	住民福祉課	0194-78-2927		0194-78-3995
九戸村	〒028-6502 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6	住民生活課	0195-42-2111	122	0195-42-3120
洋野町	〒028-7995 九戸郡洋野町種市22-1-1	健康増進課	0194-65-3950		0194-65-3968
			0194-77-3576		0194-77-3577
一戸町	〒028-5312 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2	健康福祉課	0195-32-3700	602	0195-32-3701
				619	

(別紙 2)

透析患者の受入調整(県内)に係る流れ

【透析施設の調整】

- ① 依頼元（透析施設、患者、救急隊など）から県健康国保課に受入調整依頼の連絡
- ② 県健康国保課において、患者情報の聴き取り(様式 6)
- ③ 県健康国保課で受入可能な透析施設を探す → 受入候補の透析施設へ電話連絡
- ④ 受入可能な透析施設が見つかった場合、県健康国保課から依頼元へその旨を連絡（確認内容：出発時間、到着予定時間の目途等）
- ⑤ 県健康国保課が受入透析施設へ④で確認した到着予定時間等の情報について電話連絡
- ⑥ 透析終了後、受入透析施設は県健康国保課へ電話連絡
（連絡内容：次回透析の実施予定透析施設、調整を要する事項 等）

【宿泊調整】

＜被災地以外の透析施設＞

被災地からの透析入院患者が退院（通院）する場合

① 被災地以外の避難所に宿泊

- ・ 同じ透析施設に通院 ⇒ 宿泊施設・通院手段の確保（市町村、県）
- ・ 違う透析施設に通院 ⇒ 透析施設の確保（県健康国保課）
宿泊施設・通院手段の確保（市町村、県）

② 被災地以外の親戚、知人宅に宿泊

- ・ 同じ透析施設に通院 ⇒ 通院手段の確保（患者）
- ・ 違う透析施設に通院 ⇒ 透析施設の確保（県健康国保課）
通院手段の確保（患者）

＜被災地の透析施設＞

避難所から通院している透析患者が避難所から移動する場合
（県観光課が中心となって実施）

① 被災地以外への移動（ホテル、旅館等）を希望する場合

- ⇒ 透析施設の確保（県健康国保課）
被災地以外への移動・宿泊施設・通院手段の確保（市町村、県）

(県における調整)

- 1 避難所の透析患者の他地域への移動意向調査：観光課が実施し、健康国保課に結果を提供
- 2 移動を希望する透析患者の透析受入れ医療機関に関する調整：健康国保課が実施

② 被災地の仮設住宅へ移動する場合

- ⇒ 宿泊施設・通院手段の確保（市町村、県）

(別紙3)

岩手県災害時透析医療非常訓練実施要領

1 目的

県内の透析医療関係機関・団体を対象に、災害発生時における「岩手県地域防災計画」や「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」に基づく実態に即した非常訓練を実施するとともに、その初動期における対応を検証することにより、災害発生時における本県の透析医療の確保を適切に行うことを目的とする。

2 訓練参加者

非常訓練の参加者(以下「訓練参加者」という。)は、概ね次のとおりとする。

- ・岩手県（健康国保課）
- ・岩手県医師会
- ・岩手腎不全研究会
- ・岩手県透析医会
- ・県内透析施設

※ 必要に応じて、上記以外の機関・団体等が参加することを妨げない。

3 実施内容等

(1) 実施内容

訓練参加者は、「4 災害想定」を踏まえて、「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」の6に基づく必要な対応を行う。

(2) 実施結果の検証

訓練参加者は、実施結果を検証のうえ、訓練実施日から20日後(20日後の日が休日等の場合は、直後の平日)までに、「非常訓練実施結果の検証」(別紙)により県(健康国保課)に報告する。

4 災害想定

年 月 日 () 時 分、岩手県内全域(全振興局内)で非常に強い地震(震度7)が発生し、各地域において甚大な被害が発生した。また、岩手県沿岸において津波警報が発令されたことから、対策を講じる必要が生じた。

5 留意事項

訓練開始時において災害等が発生し県災害対策本部を設置している場合又は訓練実施中に同対策本部を設置した場合は、本訓練は中止する。

非常訓練実施結果の検証

(機関・団体名:)

検証結果（課題等）	
-----------	--

施設状況報告書 様式1

施設名

担当者

#該当項目をチェックしてください

I 被害状況

- 被害なし 通常透析可能
- 被害あり 通常透析可能
- 被害あり 制限透析可能
- 被害あり 透析不可能

送信先
メール
FAX
TEL

FAX送信の際に
記入してください

II 支援の必要性

- 支援不要
- 支援必要 → 様式2へ

III 患者受け入れ

HD患者

- 入院透析可能 _____ 名
- 通院透析可能 _____ 名
- 不可能

PD患者

- 入院可能 _____ 名
- 通院可能 _____ 名
- 不可能

IV 患者転院

- 転院不要 → 様式3へ
- 転院必要

その他 報告・要望・連絡事項記入欄

施設状況報告書 様式2

施設名 担当者

#該当項目をチェックしてください

V 施設運営関係

- 施設の修復 ()
- 自家発電設備の燃料
- 水
- スタッフ ()
- その他 ()

VI 透析医療物資

- ダイアライザー _____ × _____ 個
- 透析液 _____ × _____ 個
- 透析セット _____ × _____ 個
- 血液回路 _____ × _____ 個
- 透析針 _____ × _____ 個
- 生理食塩水 _____ × _____ 個
- 抗凝固薬 _____ × _____ 個
- エリスロポエチン _____ × _____ 個
- 昇圧薬 _____ × _____ 個
- 透析洗浄剤 _____ × _____ 個
- 塩 _____ × _____ 個
- その他 ()

年 月 日 ()

施設状況報告書 様式3

施設名 担当者

#該当項目をチェックしてください

Ⅶ 患者転院

転院人数 人
(うち入院 人、通院 人)

転院先調整 希望
 不要

車両調達 希望 _____ 台
 不要

宿泊施設確保 希望 _____ 人分
 不要

その他 報告・要望・連絡事項記入欄

受付日時

年 月 日 :

人工透析患者受入調整受付シート

【一次情報】可能な限り確認

氏名（カナ）		性別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
ドライウエイト	kg	年齢	歳
透析回数	回／週、	月 火 水 木 金 土	
最終透析日			
透析時間	時間		
かかりつけの透析施設名			
透析条件（情報）用紙が持参できるか		できる	・ できない
入院の必要性		有	・ 無
宿泊の当てはあるか		有	・ 無
重大な合併症の有無	有（		） ・ 無
その他			

【二次情報】あると助かる情報

血流			
抗凝固剤の種類			
定期注射の有無	有（	）	・ 無
アレルギー、禁忌項目等	有（	）	・ 無
患者または家族の連絡先			

【処理】

調整結果	透析施設	日時	本人あて伝達 <input type="checkbox"/>
			透析施設あて伝達 <input type="checkbox"/>
到着確認	年 月 日	時 分	
次回透析施設	透析施設	日時	確認日時

医師等派遣希望状況一覧

透析医療施設						希望有無	派遣希望職種(単位:人)				備考(派遣条件等)
医療圏	N O	医療機関名	所在地	電話	FAX		医師	看護師	臨床工学士	その他の職種	
盛岡	1	岩手県立中央病院	020-0066盛岡市上田1-4-1	019-653-1151	019-653-2528						
	2	盛岡赤十字病院	020-0831盛岡市三本柳6-1-1	019-637-3111	019-637-3801						
	3	岩手医科大学附属病院	020-8505盛岡市内丸19-1	019-651-5111	019-623-1527						
	4	三愛病院	020-0121盛岡市月が丘1-29-15	019-641-6633	019-641-6632						
	5	三島内科医院	020-0885盛岡市紺屋町1-34	019-653-4511	019-653-4560						
	6	いするぎ医院	020-0022盛岡市大通3-3-22	019-654-1411	019-654-6399						
	7	山田クリニック	020-0021盛岡市中央通1-13-8	019-654-3788	019-654-5855						
	8	大日向医院	020-0114盛岡市高松2-9-9	019-662-5530	019-662-6293						
	9	盛岡友愛病院	020-0834盛岡市永井12-10	019-638-2222	019-637-3790						
	10	孝仁病院	020-0052盛岡市中太田泉田28	019-656-2888	019-656-2909						
	11	篠村泌尿器科クリニック	020-0524岩手郡雫石町10地割字寺の下102-7	019-692-1285	019-692-2953						
	12	三愛病院附属矢巾クリニック	028-3601紫波郡矢巾町高田11-25-2	019-697-1131	019-697-8831						
	13	岩手沼宮内クリニック	028-4304岩手郡岩手町大字子抱第5地割宇笹川久保6番8号	0195-61-2025	0195-61-2026						
岩手中部	14	小原クリニック	025-0091花巻市西大通2-22-15	0198-22-3835	0198-22-4480						
	15	宝陽病院	028-3111花巻市石鳥谷町新堀15-23	0198-45-6500	0198-45-6765						
	16	岩手県立中部病院	024-8507北上市村崎野17-10	0197-71-1511	0197-71-1414						
	17	北上済生会病院	024-0035北上市花園町1-6-8	0197-64-7722	0197-64-1133						
	18	日高見中央クリニック	024-0072北上市北鬼柳22-46	0197-61-0888	0197-61-0808						
	19	きたかみ腎クリニック	024-0083北上市柳原町4-15-9	0197-61-5700	0197-61-5701						
	20	西和賀町国保沢内病院	029-5614和賀郡西和賀町沢内字太田2-68	0197-85-3131	0197-85-3135						
	21	岩手県立遠野病院	028-0541遠野市松崎町白岩14-74	0198-62-2222	0198-62-0113						
	22	新里病院	028-0516遠野市穀町13-1	0198-62-1155	0198-62-1157						
胆江	23	岩手県立胆沢病院	023-0864奥州市水沢区龍ヶ馬場61	0197-24-4121	0197-24-8194						
	24	奥州市総合水沢病院	023-0053奥州市水沢区大手町3-1	0197-25-3833	0197-25-3832						
	25	奥州病院	023-0828奥州市水沢区東大通1-5-30	0197-25-5111	0197-23-3371						
	26	岩手県立江刺病院	023-1101奥州市江刺区西大通り5-23	0197-35-2181	0197-35-0530						
	27	美希病院	029-4201奥州市前沢区古城字丑沢上野100	0197-56-6111	0197-56-6112						
両磐	28	岩手県立磐井病院	029-0192一関市狐禅寺字大平17	0191-23-3452	0191-23-9691						
	29	西城病院	021-0871一関市八幡町2-43	0191-23-3636	0191-23-3336						
	30	岩手クリニック一関	021-0864一関市旭町4-1	0191-21-5111	0191-26-5312						
気仙	31	岩手県立千厩病院	029-0803一関市千厩町千厩字草井沢32-1	0191-53-2101	0191-52-3478						
	32	岩手県立大船渡病院	022-0002大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111	0192-27-9285						
	33	地ノ森クリニック	022-0002大船渡市大船渡町字山馬越188	0192-27-1721	0192-27-3306						
	34	松原クリニック	029-2205陸前高田市高田町字中田69-2	0192-53-1721	0192-53-1632						
釜石	35	岩手県立釜石病院	026-0055釜石市甲子町10-483-6	0193-25-2011	0193-23-9479						
	36	せいてつ記念病院	026-0052釜石市小佐野町4-3-7	0193-23-2030	0193-23-8838						
宮古	37	岩手県立宮古病院	027-0006宮古市大字崎嶽ヶ崎1-11-26	0193-62-4011	0193-63-6941						
	38	後藤泌尿器科皮膚科医院	027-0083宮古市大通1-3-24	0193-62-3630	0193-64-1105						
	39	後藤医院	028-1351下閉伊郡山田町長崎4-12-10	0193-82-6690	0193-82-2181						
	40	岩手県済生会岩泉病院	027-0051下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19-1	0194-22-2151	0194-22-4232						
久慈	41	岩手県立久慈病院	028-0014久慈市旭町10-1	0194-53-6131	0194-52-2601						
	42	洋野町国保種市病院	028-7914九戸郡洋野町種市23-27-2	0194-65-2127	0194-65-3909						
二戸	43	岩手県立一戸病院	028-5312二戸郡一戸町一戸字砂森60-1	0195-33-3101	0195-32-2171						
	44	二戸クリニック	028-6103二戸市石切所字森合32-1	0195-25-5770	0195-25-5731						
	45	岩手県立二戸病院	028-6105二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834						

岩手県災害時透析医療支援マニュアル検討委員会構成機関・団体一覧

構成機関・団体名
岩手県医師会
岩手腎不全研究会
岩手県透析医会
岩手県透析従事者交流会
岩手県臨床工学技士会
丸木医科器械株式会社
旭化成メディカル株式会社
ニプロ株式会社
日機装東北医工株式会社
扶桑薬品工業株式会社
株式会社小田島
バクスター株式会社
岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県災害時透析医療支援マニュアル

平成 25 年 3 月 29 日発行

発行 岩手腎不全研究会

〒020-8505

岩手県盛岡市内丸 19-1

岩手医科大学泌尿器科学講座

電話:019-651-5111 (内線 6705)

FAX:019-623-1527

監修 岩手県保健福祉部健康国保課

印刷 株式会社橋本印刷

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通 1 丁目 15-29

電話:019-652-1354

みんなの力を合わせて
希望あふれる岩手の未来を



平成 25 年 3 月